

60～64歳の間の厚生年金記録が 判明した場合の年金の取扱いについて

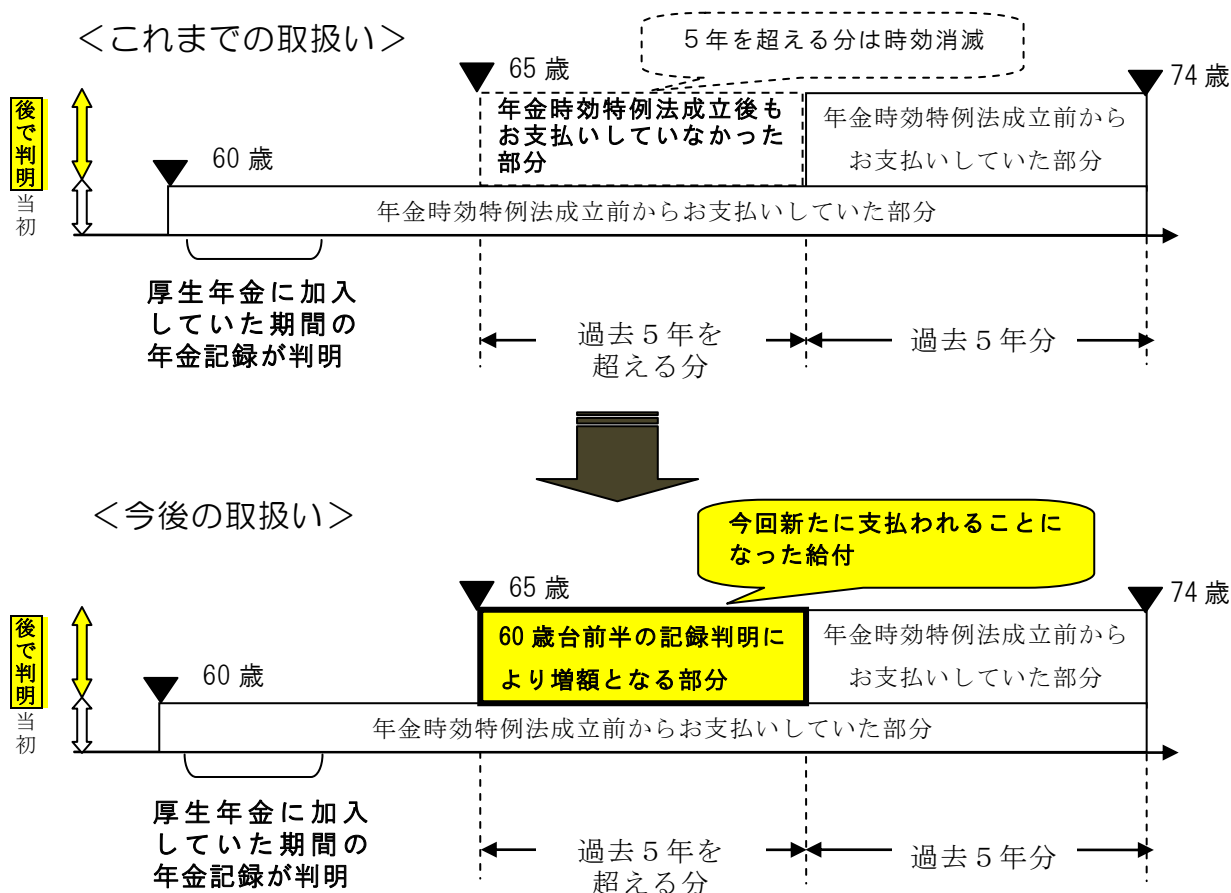
60～64歳までの間の厚生年金記録が判明したことによる65歳以降の老齢厚生年金の増額分について、時効により消滅した分を含めて、ご本人又はご遺族の方へお支払いすることになりました。

変更になりました

これまでは、60～64歳の間の厚生年金記録が判明した場合の65歳以降の老齢厚生年金の増額分については、年金時効特例法の対象とせず、5年以上遡って時効特例給付はお支払いしていませんでした。

この度、60～64歳の間の厚生年金記録が判明した場合の65歳以降の老齢厚生年金の増額分についても、年金時効特例法に基づき時効特例給付をお支払いすることになりました。

【例：60歳から年金を受給していた方で、74歳の時に、追加すべき厚生年金記録（60～64歳のもの）が見つかった場合】



※ 60～64歳の期間の年金についても、増額して支給される場合があります。



対象となる方

60～64 歳の間の厚生年金記録があることが過去に判明していた方

- ① 60～64 歳の間の厚生年金記録があることが判明していた方
⇒ 増額された 65 歳以降の年金の時効消滅分が全期間分遡って支払われます。
- ② ①に該当する方が亡くなっている場合には、そのご遺族の方
⇒ 未支給年金の時効消滅分が支払われます。



ご案内の送付と相談窓口

60～64 歳の間の厚生年金記録があることが過去に判明し、訂正されている方

- 日本年金機構で把握している対象者の方（既に不支給決定通知をお送りしている方や、その方の未支給年金を受給されている方など）については、できる限り簡単に手続きをしていただけるよう、お支払に必要な書類を順次発送いたします。（平成 24 年 10 月～）
- 上記の他に、ご自身が対象者に該当する可能性があるとお考えの方（※）は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

※ 過去に厚生年金記録が判明した際に、年金事務所で職員から「判明した記録は 60 歳以降の記録なので、5 年以上前の給付は時効消滅しており支給できない（年金時効特例法の対象にはならない）」との説明をされたため、請求をしなかった（又は取り下げた）方など。



窓口での手続きの際に、お持ちいただくもの

以下の書類をお持ちいただくようお願いいたします。

【年金を受給している方の場合】

- ・ 年金証書、振込通知書など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

【未支給年金（※）を受けたことがあるご遺族が手続きをされる場合】

- ・ 亡くなられた方が受けていた年金の「振込通知書」「未支給年金支給決定通知書」など、亡くなられた方の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの
- ・ 手続きをされる方のご本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）
- ・ 振込を希望される金融機関の預金口座の通帳

※ 未支給年金とは、年金を受けられる方が亡くなられた時に、まだその方へお支払いが済んでいなかった年金のことです。

【未支給年金（※）を受けたことがないご遺族が手続きをされる場合】

- ・ お近くの年金事務所に必要となる書類をお問い合わせください。
- ◆ ご本人以外の方が代理で手続きをされる場合は、次のものをお持ちいただくようお願いいたします。
- ・ 委任状
- ・ 委任を受けた方（実際に窓口に来られる方）の身分証明書（運転免許証等）